

研究開発システムワーキング・グループ 中間とりまとめ(概要)

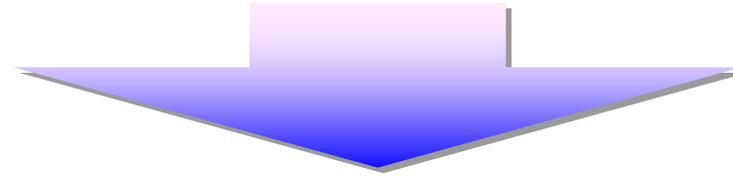
平成22年5月31日

総合科学技術会議 基本政策専門調査会
研究開発システムワーキング・グループ

研究開発システムWG設置の背景

総合科学技術会議において「**第4期科学技術基本計画**」の策定に向けた検討が行われていること

研究開発力強化法附則第6条により研究開発システムの在り方に関する検討が総合科学技術会議に求められていること



総合科学技術会議 基本政策専門調査会の下に「研究開発システムWG」を設置し、国の戦略に沿って効果的に機能する研究開発システムを構築するため、研究開発機関の組織・運営・機能のあり方(※)や人財に重点を置いて検討。

※「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」(古川内閣府副大臣(当時)・鈴木文部科学副大臣共同主査)における検討と連携

【今後のスケジュール】

本WGのこれまでの検討を「中間とりまとめ」として取りまとめ。今後、年内の最終とりまとめに向けてさらに検討

研究開発システムWG中間とりまとめについて

1. 研究開発システムWG中間とりまとめの構成

1. 研究開発システムに必要な機能

2. 府省を越えて早期に対応すべき課題

(1) 資金配分主体の位置付けの明確化

- ① 府省の壁を越えた資金配分の実現
- ② 競争的資金等研究資金の改革

(2) イノベーション創出に向けた「場」の構築

- ① 研究開発機関間のネットワークの構築
- ② 研究開発拠点の整備・活性化
- ③ 研究施設・設備の供用の促進

(3) 研究開発独法・大学等の機能強化

- ① 研究開発独法の制度改革・運用の改善
- ② 国立大学法人の運用の改善
- ③ 理事長・学長のリーダーシップの強化

(4) 人財等の基盤の強化

- ① 優秀な人財の活躍の機会の増大
- ② 国際的な頭脳循環の促進
- ③ 科学・技術コミュニケーションの促進

3. 中長期的な取組みが必要な課題等

(1) 研究開発独法・大学等による外部資金獲得の促進

(2) 研究成果の社会還元のための規制の見直し

(3) 知財・国際標準化の戦略の構築

(4) 外部能力を活用した研究運営

4. 今後の対応

2. 研究開発システムに必要な機能

国の研究開発は、4つの段階により実施される。➡ 各段階に求められる機能を明確化

<4つの段階>

①政策決定段階

(国家戦略、科学技術基本政策、各府省個別政策の決定)

・求められる機能: 基本政策立案(政治決定、専門的助言の機能の明確化と連携)、調整 等

②施策策定段階

(政策に沿った具体的施策を各府省が策定)

・求められる機能: 政策課題を実現する具体的施策立案(例: 施策への必要な予算の配分) 等

③資金配分段階

(研究テーマ設定、募集、研究費配分等)

・求められる機能: 研究開発の範囲設定、資金配分 等

国から独立した主体

国から独立した主体

〇省

(注)

④研究開発実施段階

(研究開発、評価、成果普及等)

・求められる機能: 研究開発、人財育成 等

大学等

その他の公的研究機関

民間

(注) 研究開発独法における研究開発プロジェクトのように施策策定段階で研究開発実施主体を定めて行うものもある。

本WGでは、研究開発機関が各段階において求められる機能を発揮できるよう具体的取組みを検討

3. 府省を越えて早期に対応すべき課題①

資金配分主体の位置付けの明確化

①府省の壁を越えた資金配分の実現

(資金配分主体の役割分担)

- ・行政需要と直結した研究開発: 府省から資金配分
- ・上記以外の場合: 国から独立した研究開発独法が資金配分

(研究開発の一体的推進)

- 「科学・技術重要施策アクション・プラン」等の取組みにより、科学・技術関係の重要施策を各府省連携の下、一体的に推進する体制を整備
- 府省の壁を越えて、最適な能力を有する研究開発機関に競争的かつ機動的に資金配分
- 各資金配分主体に対する統一的な評価

②競争的資金等研究資金の改革

- ・各府省の競争的資金の使用ルールの統一化及び整理統合が必要。

4. 府省を越えて早期に対応すべき課題②

研究開発独法・大学等の機能強化

①研究開発独法の制度改革・運用の改善

- ・研究開発の特性(中長期的取組みの必要性、柔軟な資金投入の必要性)を踏まえ、その機能強化に必要な制度改革・運用改善を図り、理事長の強力なリーダーシップの下での運営を可能とすることが必要。
- ・制度改革として、国家戦略的な研究開発を担う新たな法人(「国立研究開発機関」)の制度の創設が提言されており、その着実な推進が必要。
- ・新たな法人制度では、本WGが示した項目と同様の検討。
➡ 新たな法人制度の具体化に当たっては、本WGの検討結果を踏まえて具体的な制度検討がされるべき。

②国立大学法人の運用の改善

- ・現段階では運用の改善で対応することが適当。
➡ 国立大学の機能を十分発揮させる観点から相応しい研究開発独法の運営改善事項が取り入れられるべき。

③理事長・学長のリーダーシップの強化

- ・理事長・学長の権限、責任及び機関内手続きへの関与を明確化 ➡ リーダーシップを一層発揮

5. 府省を越えて早期に対応すべき課題③

その他

○イノベーション創出に向けた「場」の構築

- ① 研究開発機関間のネットワークの構築
- ② 研究開発拠点の整備・活性化
- ③ 研究施設・設備の供用の促進

○人材等の基盤の強化

- ① 優秀な人財の活躍の機会の増大
 - ・若手研究者・若手技術者の自立促進
 - ・女性研究者の活躍促進
 - ・研究開発運営人財の育成・確保促進
 - ・国内の研究者の流動化促進
 - ・個人のモチベーション向上
 - ・国際的に通用する優秀な研究者のネットワークの構築
- ② 国際的な頭脳循環の促進
- ③ 科学・技術コミュニケーションの促進